

# 「東海地域農林水産物等輸出促進協議会」規約

制定：平成19年 9月 6日  
一部改正：平成23年 9月1日  
一部改正：平成28年2月18日  
一部改正：令和3年 4月 9日

## （名称）

第1条 本会は、東海地域農林水産物等輸出促進協議会と称する。

## （目的）

第2条 本会は、東海地域の高品質で安心な農林水産物・食品の輸出を一層促進し、新たな販路開拓となるよう関係者一体となった取組を推進することを目的とする。

## （会員）

第3条 会員は、本会の目的に賛同する関係団体、地方公共団体、関係各省地方支分局等により構成する。

2 会員は会長の指名により必要に応じて追加できるものとする。

## （活動）

第4条 本会は、会員の合意に基づき、次の活動を行う。

- (1) 農林水産物等の輸出に関する情報の収集及び共有化
- (2) 農林水産物等の輸出に関する普及・啓発活動の実施
- (3) 農林水産物等の輸出に関係する機関・団体との連携強化
- (4) その他農林水産物等の輸出促進に関する事項の実施

## （会長及びその職務）

第5条 本会の会長は、東海農政局長とする。

2 会長は、本会を招集する。

## （幹事会）

第6条 本会の下に、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事により構成する。
- 3 幹事長は、東海農政局経営・事業支援部長とする。
- 4 幹事長は、幹事会を招集する。
- 5 幹事は、幹事長の指名により、必要に応じて追加できるものとする。

## （事務局）

第7条 事務局は、東海農政局経営・事業支援部輸出促進課に置く。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、本規約の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

付 則

この規約は、平成19年9月6日より施行する。

この規約の一部改正は、平成23年9月1日より施行する。

この規約の一部改正は、平成28年2月18日より施行する。

この規約の一部改正は、令和3年4月9日より施行する。